

# 入札公告

令和7年4月28日

警察共済組合大阪府支部  
ホテルプリムローズ大阪

宴会場「羽衣」及び「高砂」照明設備改修工事に係る入札について

- 1 入札の名称  
宴会場「羽衣」及び「高砂」照明設備改修工事
- 2 工期  
契約締結日から令和7年9月30日まで  
なお、各宴会場における工事の実施期間については、別途指定する期間内で行うもの。
- 3 工事場所  
大阪府新別館南館  
大阪市中央区大手前三丁目1番43号 ホテルプリムローズ大阪
- 4 工事概要  
ホテルプリムローズ大阪2階宴会場「羽衣」及び3階「高砂」の既存照明設備の撤去及びLED照明設備の新設  
上記設備改修に伴う付帯工事（調光装置の改修を含む。）
- 5 入札参加申請手続  
本件入札に参加を希望をする者は、問い合わせ先まで連絡し、入札参加資格申請手続きを行い、警察共済組合大阪府支部（以下「共済組合」という。）の確認を受けなければならない。
  - (1) 入札関係書類の交付期間及び一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間  
令和7年4月28日（月）から同年5月19日（月）の間で、  
土日を除く午前9時から午後5時までの間
  - (2) 入札関係書類の交付場所及び一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所  
大阪市中央区大手前三丁目1番43号 大阪府新別館南館  
ホテルプリムローズ大阪4階 総務課
- 6 入札日時及び場所等
  - (1) 日時  
令和7年5月22日（木） 午後2時
  - (2) 場所  
大阪市中央区大手前三丁目1番43号  
大阪府新別館南館ホテルプリムローズ大阪3階 福の間
  - (3) 提出書類  
入札書、工事代金の内訳を記載した書類（以下「工事内訳書」という。）及び委任状（ただし、委任状については、代表者以外の者が入札書等を作成及び提出する場合のみ必要である。）
  - (4) その他  
入札書等は持参するものとし、郵送等による入札は認めない。
- 7 入札参加条件
  - (1) 建設業（電気工事業）の許可を有する者であること。
  - (2) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ⑩ 金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑪ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- ⑫ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）（⑦に掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）（⑦に掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（以下「規則第3条第1項該当者」という。）（⑦に掲げる者を除く。）
- ⑬ 共済組合又は大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

## 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国の通貨
- (2) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札心得及び一般競争入札説明書において示した条件等に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。入札後、落札者は工事内訳書を共済組合に提出しなければならない。
- (4) 誓約書  
落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を、落札決定後速やかに共済組合に提出しなければならない。
- (5) 契約保証金  
落札者は、地方公務員等共済組合法施行規程第32条の規定による契約保証金を納めなければならない。ただし、別途定める条件に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (6) 契約書の作成  
契約書を作成する。

(7) 契約の締結等

ア 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、入札参加除外者、誓約書違反者又は規則第3条第1項該当者のいずれかに該当するときは、契約を締結しない。

イ 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

(ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

(イ) 共済組合又は大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(8) (7)ア又はイにより、契約を締結しなくても、共済組合は一切の責めを負わないものとする。

(9) 入札参加者は、一般競争入札心得、一般競争入札説明書、契約書（案）及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。また、入札書作成に当たっては、事前に現場を確認してから作成すること。

(10) 問い合わせ先

〒540-0008

大阪府中央区大手前三丁目1番43号 大阪府新別館南館

ホテルプリムローズ大阪4階 総務課

TEL 06-6941-1233（土日を除く午前9時から午後5時までの間）

以 上